

平成 31 年度 第 1 回 江南区自治協議会

日時：平成 31 年 4 月 25 日（木）

午後 3 時 00 分～

会場：江南区役所 302 会議室

1 開会

○堀越地域総務課長補佐

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので平成 31 年度第 1 回江南区自治協議会を開催させていただきます。

当会議につきましては公開することとし、記録作成のため録音及び撮影をさせていただきますのでご承知おきください。なお、本日の会議は取材のため報道機関が入っておりますので併せてご承知おき下さい。

資料の確認をお願いします。

（資料確認）

○堀越地域総務課長補佐

本日の会議について、今井委員、長谷部委員から欠席のご報告をいただいております。また山本委員より少し遅れる旨の連絡が届いております。

2 委嘱状交付

○堀越地域総務課長補佐

最初に、江南区自治協議会委員の委嘱状を江南区長の米山からお渡しします。参考資料 1 の名簿順にお呼びいたしますので、お名前を呼ばれた委員の方は、その場にご起立願います。

（委嘱状交付）

3 区長あいさつ

○堀越地域総務課長補佐

次に区長の米山より、ご挨拶いたします。

（米山区長あいさつ）

4 職員紹介

○堀越地域総務課長補佐

続きまして、事務局の職員にも異動がありましたので、藤崎副区长から紹介させていただきます。

なお、委員の皆様には参考資料 2 といたしまして「江南区役所各課 課長・課長補佐名簿」を配布しておりますので、併せてご覧ください。

(異動職員紹介)

5 会長及び副会長の選任について

○堀越地域総務課長補佐

続いて、江南区自治協議会の会長及び副会長についてお諮りしたいと思います。会長及び副会長の選任につきましては、新潟市区自治協議会条例第 5 条で「区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。また、副会長については、同施行規則第 4 条で「複数置くことができる。」となっております。これまでも副会長を 2 名としてきましたので、今期につきましても、同様の体制でお願いしたいと考えています。

それでは、会長・副会長の立候補またはご推薦ありますでしょうか。

○山崎委員

大江山コミ協から選出された山崎と申します。よろしくお願いたします。会長、副会長の選任について提案させていただきます。会長には前期からの継続となって大変だと思いますが、小林委員から会長をお引き受けいただきたいということと、副会長には、同じく前期からの継続となりますけれども、中野委員にぜひお願いしたいということでございます。それからもうひと方の副会長には、前期の自治協議会委員推薦会議の座長をしてこられました、坂井委員から新たに就任していただきたいと思っております。推薦の理由ですが、今回第 7 期は、これまで以上に区役所との連携等の必要性が増してくる中で、江南区では委員の約半分の方が新任となりました。三人の方それぞれ前々からの知識と経験が豊富でございます。小林委員は大江山、中野委員は曾野木、坂井委員は亀田、というふうに地域的バランスもとれていますし、第 7 期の自治協をぜひリードしていただきたいと思ひまして、推薦させていただきました。よろしくお願いたします。

○堀越地域総務課長補佐

ありがとうございました。ただ今、山崎委員から会長に小林委員、副会長には中野委員と坂井委員ということでご推薦いただきましたけれども、他にどなたか自薦、他薦問いませんが、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、只今ご推薦いただいたとおり、会長に小林委員、副会長には中野委員と坂井委員を選任するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。なお、副会長は、会長が欠席の場合等に会長を代理することになります。副会長が2名ですので、代理の順位を定める必要がありますが、この順位については、会長及び副会長で相談の上、後ほど皆様にご報告させていただきます。

それでは、会長に選任された小林委員、副会長に選任された中野委員、坂井委員からごあいさつをお願いします。

(小林会長、中野副会長、坂井副会長あいさつ)

ありがとうございました。ここで、本日の協議会の進行について、会長及び副会長と事務局で打ち合わせを行いますので、5分ほど休憩します。

(休憩・打ち合わせ)

6 部会について

○堀越地域総務課長補佐

会議を再開します。次に、議題に入りますが、これからの進行は、新潟市区自治協議会条例第9条により、会長が会議の議長となりますので、小林会長から進行をお願いいたします。

○小林会長

それでは、再開させていただきます。いろいろご意見、ご要望等がございましたら、挙手のうえ、忌憚なくお願いしたいと思います。

それでは、最初に先ほど事務局から説明がございました、もし私が欠席等の場合、職務代理として副会長の順位ですが、副会長のお二人と協議いたしました結果、第1番に坂井副会長、第2番に中野副会長にお願いすることといたし

ましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、ご協力お願いいたします。

最初に、部会についての説明を事務局よりお願いいたします。

○堀越地域総務課長補佐

それでは、事務局から部会についてご説明いたします。参考資料の3をご覧ください。

江南区自治協議会では、地域課題の解決に向け部会を設置しております。各部会の所管する分野について、皆さんから取り組んでいただいております。部会の開催時期については、通常、毎月の自治協議会の本会議終了後に開催させていただいております。江南区では、まちづくり部会、環境・教育部会、安心安全部会の三つの部会を常設として構成し、皆様からいずれかの部会に入っております。事前に皆様からご希望を伺っておいたものを調整させていただいております。

参考資料3の中身についてですけれども、平成31年度江南区自治協議会部会についてということで配布させていただきました。各部会は、30名のうちの、3部会ですので10名程度と考えておりましたが、皆様からの第一希望を優先したところ、若干のばらつきが生じてしまいましたので、事務局で人数調整をさせていただいた結果となっております。事務局からの説明は以上です。

○小林会長

ありがとうございました。第6期からの継続性や選出団体の強みを活かす形で構成するというので、このような形に構成されました。各表で異議のないことを確かめたいと思いますが、皆さん、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、この表どおりに部会に選任していただきたいと思いますので、各部会で皆様のお力を十分に発揮していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

7 議題・報告

(1) 教職員の多忙化解消の取り組みについて

○小林会長

次に議題・報告事項に移ります。はじめに(1)「教職員の多忙化解消の取り組みについて」、和泉学校人事課管理主事から説明をお願いいたします。

○和泉学校人事課管理主事

皆様、こんにちは。新潟市教育委員会学校人事課の和泉と申します。今日は大変貴重な時間をいただきまして、ご説明させていただきます。

自治協議会の皆様には、日頃より新潟市の教育、そして地域の学校へのご理解をご支援をいただきまして、心より感謝申し上げます。今日は、現在進めております学校における働き方改革についてお話をさせていただきます。お手元にあるこのリーフレットの表紙をご覧くださいと思います。

新潟市では、平成 30 年に第 2 次多忙化解消行動計画というものを策定いたしました。全ての教職員が生き生きと子どもたちと向き合うために、学校園、行政、保護者、地域が一体となった新潟市の働き方改革を推進しております。働き方改革は、学校だけの動きだけではなく、法律の改正を伴う国全体、社会全体の動きになっております。リーフレット裏面をご覧くださいと思います。ここに教育長の言葉が載せてありますが、社会の変化とともに、学校への期待や要望、役割が増加し、さらに多様化しております。現在、教職員の長時間勤務は、見過ごすことができない状況になっております。教職員が日々の生活や教職人生を豊かにし、心身ともに健康であることは、よい授業、よい指導につながり、教育の質を高めるものと考えております。また、新しい学習指導要領が始まりますけれども、この質の高い教育を今後も維持可能とするためには、教職員の働き方を見直し、長時間勤務を縮減することが不可欠な状況になっております。子どもたちのために学校における働き方改革を進めるためには、保護者や地域の皆様の理解と協力がぜひとも必要でございます。これまでも市の P T A 連合会と話し合いを重ねながらこの働き方改革を進めてまいりました。各地域を代表する自治協議会の皆様には、ぜひこの機会をとおして学校における働き方改革について一層のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

それでは、リーフレットをお開きいただきしたいと思います。左側の部分ですけれども、これが教職員の時間外勤務の実態でございます。夏休みや冬休みのある 8 月や 12 月は短くなっておりますが、学校行事がピークを迎える 5 月、6 月、9 月、10 月、11 月は特に長くなっております。時間外勤務が 80 時間を超える割合が月平均 11 パーセントを超えております。中でも中学校の教員の時間外勤務が長くなっております。3 段目のグラフでございますが、職員別に見ますと、教頭と主幹教諭の時間外勤務が長くなっております。

また、右側をご覧くださいと思いますが、「私たち働き方改革応援団」

ということで、市のPTA連合会の皆さんやボランティア、地域の住民の皆さんから応援メッセージもいただいております。今年度の新潟市のPTAの交流会では、この働き方改革をテーマに保護者とともに話し合いを進めたところでございます。

さらに、中をご覧くださいと思います。左側のピンクの部分ですけれども、これが、現在、教育委員会が進めております取り組みでございます。勤務時間の把握、適正な退勤時刻の目安の設定のほか、休暇を取得しやすい環境づくりとしてお盆期間の学校閉庁日、それから年休取得促進日等を設定しております。学校閉庁日や年休取得促進日には、いわゆる日番を置かずに、現在の緊急対応は、教育委員会で受けることにしております。時間外の電話対応については、最後に改めてご説明いたします。

次に、学校支援の取り組みです。定数や専科教員等、人的パワー補充にも努めております。昨年度、スクールロイヤーの制度を導入いたしました。現在、価値観が多様化、複雑化している中で、学校が抱える難しいトラブルや問題について、スクールロイヤーが法的視点からアドバイスや相談をするという制度を導入いたしました。学校現場からは、よりよい解決につながる、教職員の精神的負担の軽減につながっているという評価をいただいております。

次に、適正な部活動のための取り組みです。部活動には、皆さんご存知のように大変大きな意義があります。一方で、過度の部活動が成長期にある生徒に大きな負担となっていたり、また指導する教職員の時間外勤務の大きな要因となったりもしております。平成30年に、適切な休養日や練習時間等について定めた「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン」を策定し、これに基づいた部活動の徹底を図っております。これは、スポーツ省が定めたいわゆるガイドラインを受けてのガイドラインでございます。また、国の事業として、部活動指導員の配置を進めております。生徒の技術指導の充実とともに、専門的な指導が難しい教職員にとっては負担の軽減につながっております。

次に、右側をご覧ください。各学校とも、多忙化を解消し長時間勤務を縮減するために、実態に応じてさまざまな取り組みを進めております。ある学校では、地域や保護者の皆さんにボランティアをお願いし、さまざまな印刷ですとか、行事のグッズなどを作っていただくようなことを進めたり、または業務の効率化を図るためにさまざまな工夫をしたりしております。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、勤務時間外の電話応対について説明いたします。これまで学校は、勤務時間外であっても、教職員がいればどのような時間帯でも電話の応対をしてまいりました。一部の保護者ではありますけれども、平日の夜遅くでも学校に電話をしてきたり、休日や夜間に担任の自宅の電話や携帯に質問や苦情がかかってきたりするケースが少なからずございました。電話をされた方にとっては、一刻も早く伝えたい重要な内容であったかもしれませんが、客観的に考えると、さほど緊急を要さない場合もございました。学校園の教職員にとって、授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間は、その日の記録の整理や翌日の授業の準備、行事の計画等にかかる業務を行う貴重な時間になっております。また、休日や夜間は、休養し明日への鋭気を養うプライベートな時間帯でございます。

そこで、子どもたちによりよい教育を行うための時間を確保するとともに、教職員の適正な勤務時間への意識をより一層高めることを目的に、学校園が外部からの電話に應對する時間帯を市内で統一することにいたしました。平日の朝の欠席連絡等は、午前7時45分からとします。この時刻までに必ず教職員の誰かが出勤しなければならないというわけではなく、教職員が出勤している場合に限ります。平日の夕方は、校園種別に次の時間帯といたします。幼稚園、小学校、特別支援学校は、午後6時まで。これは、多忙化解消行動計画に示した適正な退勤時刻の目安の30分間でございます。中学校、中等教育学校、高等学校は、午後7時までです。部活動に参加し、その後6時半に終わる学校が多いものですから、帰宅の時間を見越してその時間に設定しております。明鏡高等学校の夜間部は、午後9時45分までです。

(3)、(4)とございますが、後でご覧いただきたいと思えます。

私たちの議論の中で、やはり一番気にかかっていたのが、子どもたちの安心安全にかかわる部分でございました。子どもの安全にかかわる事件、事故の緊急連絡につきましては、休日・夜間の警察事案については、学校と情報共有が必要と警察が判断した場合、これまで同様、学校に連絡が入るようになっております。休日・夜間の救急搬送事案については、市の危機対策課から学校支援課の担当の携帯電話に連絡が入りますので、学校支援課から当該の管理職に連絡をいたします。

4月、5月は、保護者や地域住民への周知期間として、6月から全面実施いたします。まず、文書で趣旨や内容を示しまして、PTA総会、自治会長会等

の機会に学校から、または学校からの便り等と通じて保護者や地域の皆さんに説明し、徐々に実施し理解を得るようにしていきたいと考えています。また、学校の規模やPTAの取り組みによって、十分に周知でき、早めに理解を得られたと判断できれば、その時期を早める学校もあるように聞いております。私ども教育委員会も、市のPTA連合会の会合、それから区の教育ミーティング等の会合で、直接保護者、地域の皆様に説明してまいるつもりでございます。

なお、地域教育コーディネーターが携帯電話をもっておりますが、地域業務のための公用携帯電話でございます。ごく少数ではございますが、地域内で起った交通事故等について、学校ではなくコーディネーターの公用電話に電話をされると聞いております。あくまでも地域連携業務限定でございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

この取り組みは、全市で時間帯を統一するからこそ効力がありまして、周知徹底を図っていききたいと考えております。取り組みが徹底しますよう、自治協議会の皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、この度学校における働き方改革、または時間外の電話対応につきましては、決して保護者や地域の皆様との連携を軽視するものではなく、むしろ質の高い連携を深めていきたいものと考えております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

○小林会長

ありがとうございました。今ほどの説明で、何かご質問はございますか。

○渡辺啓子委員

亀田東小コミュニティ協議会の渡辺と申します。

少しお聞きしたいことは、スクールロイヤー制度についてなのですが、これだけ社会が複雑に多様化されてくる中で、弁護士が学校に入るといような制度は本当に意義のあることではないかと思うのですが、実際にテレビドラマにもなったりして初めてこの制度を知ったのですが、現在はどのような仕組の中で配置されて活用されているのか、その辺を少しお聞きしたいのですが。

○和泉学校人事課管理主事

ありがとうございます。現在、スクールロイヤーとしてお務めいただいている弁護士は、1名でございます。この1名の弁護士ですが、実は教育委

員会にさまざまな生徒指導の事案が上がってまいります。その事案について私たちが相談したり、または教育委員会を窓口にして相談したりするケースのほか、学校ダイレクト相談といいまして、校長先生から弁護士に、まずメールで相談を持ちかけて、その後相談が始まるパターンもございます。弁護士も専任でスクールロイヤーをやっているわけではございませんので、メールを見て空いている時間帯に返答したり相談にのったりするという仕組みで運営しております。

○渡辺啓子委員

ありがとうございました。

○小林会長

ほかにはございませんか。それでは、ないようですので、次に移ります。

その前に、今、山本委員が来られましたので、委嘱状を交付願いたいと思います。

○堀越地域総務課長補佐

ありがとうございます。では、山本委員に委嘱状を交付させていただきたいと思えます。

(米山区長より委嘱状交付)

(2) 平成 31 年度江南区の取り組みについて

○小林会長

続きまして(2)「平成 31 年度江南区の取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

○堀越地域総務課長補佐

それでは、資料の 2 を使いまして、平成 31 年度江南区の取り組みについてご説明させていただきます。

資料 2 をお開きいただきますと、1 ページから 6 ページまでは、区に関連する予算について載せさせていただいております。7 ページをご覧いただきたいのですが、7 ページからは、江南区独自の事業について紹介しております。区役所では、特色ある区づくり事業としまして、各区の特色を活かしたまちづくりの推進や、それぞれの区における地域課題の解決に向けた取り組みを予算化し取り組んでいます。先ほど区長のあいさつにもありましたとおり、江南区では、「磨く」「活かす」「守る」の視点で事業を推進することで、江南区

の将来像である「緑と調和した賑わいと安らぎのあるまち」の実現を目指しております。今年度の区づくり予算については、再任された委員の皆様については、昨年度の事業検討段階から深くかかわっていただきました。また、新任の委員の皆様には、先ほど開催した研修会にて概要を説明させていただいたところです。この場については、資料2の配付に代えさせていただきます。個別の事業の詳細な内容につきましては、この後開かれます部会において担当より説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林会長

ありがとうございました。時間の関係で、走り走りになりましたが、この平成31年度の取り組み、各委員の方、帰られてから、非常に重要な部分ですので、必ず一読をお願いしたいと思います。それに基づいて部会でいろいろと協議、検討することとなりますので、この内容については、必ず熟知するようにお願いしたいと思います。

(3) 平成31年度区教育ミーティングの実施について

○小林会長

それでは、続きまして「平成31年度区教育ミーティングの実施について」、佐久間教育支援センター所長よりお願いいたします。

○佐久間教育支援センター所長

江南区教育支援センターの佐久間でございます。私からは、平成31年度区教育ミーティングの実施についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。資料3は、3枚の資料がホチキス留めとなっております。資料1枚目は、区教育ミーティングの開催の依頼文書。2枚目は、教育ミーティングの概要をお示しした資料。3枚目は、中学校区単位で行う教育ミーティングの内容をお知らせする資料となっております。

それでは、資料の2枚目、カラー刷り横版の資料をご覧ください。

新潟市では、8名の教育委員が二人ずつ二つの区を担当することとしておりますが、各区を担当する教育委員は、こちらの資料上部に記載のとおりでございます。今年度の江南区担当の教育委員は、佐藤久栄委員と渡邊純子委員でございます。この区担当教育委員の活動といたしまして、二種類の教育ミーティングを実施しております。このミーティングの場において、市及び区の教育情報を皆様にご提供させていただくとともに、区の実状や特性を把握いたしまし

て、市全体の教育の施策に活かしていきたいと考えております。

資料中段、左側の区教育ミーティングの欄をご覧ください。こちらは、自治協議会委員の皆様と教育委員の懇談を行うものでございます。今年度も、昨年に引き続き開催したいと考えております。開催にあたりましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

区教育ミーティングの内容といたしましては、年2回の実施を予定しておりますが、1回目は6月から9月までの間、2回目は10月から翌年1月までの間の自治協議会の会議や部会の開催日に合わせ、1時間30分ほどで行いたいと考えております。参加者につきましては、1回目はすべての自治協議会委員の方を対象に開催し、2回目は教育を担当する部会、江南区におきましては環境・教育部会の委員の皆様を中心に行いたいと考えております。

1回目のミーティングでは、まず教育委員会が今年度進める施策について皆様に情報提供させていただき、ご意見をお伺いしたいと考えております。その後、事前に皆様と私ども、区教育支援センターで調整をし、設定させていただきますテーマについて、その現状や課題など意見交換をさせていただきたいと思っております。後日、このテーマ設定に関しまして、ご照会をさせていただきたいと思っております。2回目のミーティングにつきましては、設定したテーマにおける1回目のご意見を踏まえ、環境・教育部会の皆様を中心に、課題への取組内容、成果などについて情報共有したうえで、意見交換をさせていただきたいと考えております。

なお、資料右側と資料3枚目につきましては、区の担当教育委員のもう一つの活動となります中学校区の教育ミーティングの内容を記載しております。こちらは、区担当教育委員が中学校区単位で行っているものでございますが、昨年度まで、地域の皆様からは、コミュニティ協議会の代表の方などからご参加いただいております。今年度もそのように実施させていただきたいと思っております。自治協議会の皆様にはコミュニティ協議会の代表の方もおられますので、ご紹介させていただきました。3枚目の資料にミーティングの実施予定校をお示ししてありますので、開催の折にはご協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。今年度は、江南区におきましては、大江山中学校区、曾野木中学校区を対象とし実施させていただきます。教育ミーティングの概要につきましては、以上でございます。

最後になりますが、第1回目の区教育ミーティングの日程につきましては、

自治協議会の会長や部会長、自治協議会の担当者でご相談のうえ、決定させていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。教育支援センターからは、以上でございます。ありがとうございました。

○小林会長

ありがとうございました。今ほどの説明内容で、ご質問はございますか。

それでは、ないようですので、次に移ります。

あらかじめ用意された議題・報告については以上なのですが、今までの内容で、全体を通じて何かご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。ございませんか。

8 連絡事項・その他

○小林会長

それでは、事務局から連絡事項・その他をお願いいたします。

○堀越地域総務課長補佐

それでは、事務局から何点か報告をさせていただきます。

はじめに、本日クリアファイルですとか缶バッジ、シールをお配りしております。これについては、江南区各地区の特産品をモチーフとして作ったグッズとなっておりますが、過去、自治協議会の協力を得まして作ったものでございます。各地域の活動などでぜひ使ってみたいという場合は、数にもよりますけれども、地域総務課までご相談いただければ、可能な限り対応したいと思います。

なお、このグッズに限らず、この江南区親善大使のキャラクターにつきましては、区役所に届けていただくだけでお使いいただくことができます。ぜひとも江南区のPRにご協力いただければと思います。

次に、本日参考資料4としてお配りしております2019年度の江南区自治協議会日程予定表、こちらをご覧ください。あくまでも現時点でということにはなりますけれども、本会議の開催予定日時を記載しております。通常、月の第4週の木曜日の午後開催ということにさせていただいておりますが、来月は22日水曜日の開催となりますので、ご注意のほどよろしくお願いいたします。また、都合により変更の可能性もございますので、その際は改めてお知らせさせていただきます。

次のお知らせです。この後、部会の前にこの会場で皆様の集合写真を撮りた

いと思います。区だよりに載せるための集合写真ということですので、ご協力をよろしくお願いします。係から指示をさせていただきますので、ご協力お願いします。

その後、本日第1回の部会を開催します。まちづくり部会の委員の皆様は、この部屋の隣、入札室がございますのでそちらへご移動ください。環境・教育部会の委員の皆様は、さらにお隣、301 会議室へお願いします。安心安全部会の委員の皆様は、この会場で行いますので、そのままお残りください。まちづくり部会と環境・教育部会の移動される皆様ですけれども、移動の際はご自分の名立てをお持ちになって移動をご協力お願いします。

9 閉会

○坂井副会長

本日予定されていましたが議事はこれで終了いたしましたので、閉会いたします。

次回、令和元年度第2回目の自治協議会は、5月22日（水）午後1時30分からの開催となります。会場は、江南区役所3階302会議室、この会場となります。お疲れさまでした。

（終了）